

議案第 68 号

市川市環境保全条例の一部改正について

市川市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市環境保全条例の一部を改正する条例

市川市環境保全条例（平成 10 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「同条第 8 項」を「同条第 7 項」に、「同条第 10 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 63 条第 1 項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

第 102 条第 2 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

大気汚染防止法及び土壌汚染対策法の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。